

令和8年度事業計画

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

本年度の重点計画です。

1. 相談事業の見直し

① 調停センターの廃止

調停センターの利用状況の低迷と事務局負担の軽減という観点から、理事会で在り方を検討した結果、廃止を決定しました。定時総会に廃止の議案を上程し、所定の手続きを経て廃止を進めます。

② 総合相談センターの見直し

相談ニーズの変化への対応および運営の効率化を図るため、総合相談センターの運営体制、実施回数、時間等について見直しを検討します。市民に利用しやすく、会員にも負担の少ない体制作りを目指します。

③ 相続登記相談センターの利用促進

電話による相続登記相談センターの利用促進を図るとともに、相談員の確保に努めます。

④ 相続・登記無料合同相談所

山口地方法務局、山口県土地家屋調査士会との共催である合同相談所の運営に携わっていきます。

2. 研修未履修の解消に向けた活動

① eラーニングの利用促進

eラーニングは、ネット環境さえあれば移動中や隙間時間も活用して受講でき、自動で単位が付与される利便性の高い仕組みですが、活用に至っていない会員が多数います。豊富な研修テーマを有効活用するため、eラーニングの利用促進に向けた活動を強化します。

② 研修内容の充実化

アンケート結果を踏まえ、会員にとってメリットのある研修内容を選定し、研修会を実施します。

3. 広報活動の実施・見直し

① 司法書士ブランド力向上事業

引き続き、連合会との連携を強化し、県内大学等を対象とした広報活動を継続することで、司法書士の魅力や職務内容の周知を図り、将来的な受験者増加を目的とします。

② 広報活動の見直し

既存の広報手段（新聞広告など）の効果を検証し、費用対効果の高い新たな広報手段（デジタルメディアの活用など）等を検討します。

4. 事務局体制の見直し

将来的な会員数の減少とそれに伴う会費収入の減少が見込まれる中で、現在の事務局4名体制の見直しも検討する必要があります。継続的な事務負担の軽減と事務効率化を推進するため、執行部と事務局が密に連携をとり、互いに協力しつつ、より良い体制を目指します。

5. 他士業との連携・交流

「山口法律関連士業ネットワーク」が開催する共同相談会、定期大会への参加や、各士業団体の総会参加等を通じて、弁護士、行政書士、公認会計士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、弁理士の各士業との交流を深めます。

6. その他、事業の継続及び見直し

相続財産清算人等候補者名簿の充実化、空き家問題への対応、高校生のための法律教室等の事業は引き続き継続します。また、見直しが必要な事業については、その都度検討していきます。

以下、各部より事業計画を記載します。

【総務部】

1. 会員との情報共有

- (1) 広報部と連携し、総会・理事会等の情報を桐友やホームページを通じて会員に共有する。
- (2) 事務局と連携し、当会にメール送信されてくる各種文書について、効率的な情報の共有を行う。
- (3) 企画部と連携し、法改正に対応した業務研修及び司法書士倫理の向上に向けた倫理研修の充実に努める。

2. 会の組織改革

- (1) 事務局の負担軽減のため、各事業について引き受けの見直し、司法書士と事務局の役割分担の見直しを各部に要請する。
- (2) 各事業についての業務効率化の検討をして実施していく。
- (3) 現状の役員体制について見直し検討をして実施していく。
- (4) 総会、理事会、各部会、各委員会、その他会議にAIを活用し、議事録等作成の負担削減について検討し実施に努める。

3. 会館運営

会館の運営や維持管理につき、必要な補修、修繕、清掃業務、防犯体制の強化に努める。

4. 事務局運営

- (1) 事務局と一体となって事務処理を行い、迅速、適正な処理に努める。
- (2) 事務局職員の残業時間削減のため業務効率化及び職場環境改善に努める。
- (3) 各種システムの導入等を検討し、会務管理・労務管理・勤怠管理、その他事務処理の効率化、省力化を目指す。
- (4) 事務局職員の退職に備え、必要に応じて人員を補充し、業務の円滑な引継ぎを実施すると共に、事務局業務のマニュアル化を検討する。

5. 非司法書士行為の調査、排除

- (1) 法務局が実施する非司調査に協力する。
- (2) 非司行為か否か疑義ある案件についての調査に努め、非司行為が明確となった場合には、告発も含めた積極的な対応を行う。

6. 紛議調停委員会ほか

- (1) 会員に、依頼者との紛議に関し紛議調停委員会の利用を呼びかけ、委員会の適正な運営に努める。
- (2) 紛議・綱紀となる前の依頼者からの苦情の段階での苦情処理の在り方について検討して適正な処理に努める。
- (3) ホームページから寄せられる苦情（「ご意見」ページからの投稿）への対応につき、運用の改善を行う。

7. 会員顕彰

該当年度により、慎重かつ公正な審議のうえ候補者を選定する。

8. 公共嘱託登記に対する協力、支援

受託者名簿を作成、管理し、随時更新を行う。

9. 司法書士賠償責任保険

任意部分の賠償責任保険、サイバー保険の加入率の向上に努める。

10. 年金福祉事業団・年金基金、住宅金融公庫等の解散による継承の抵当権移転登記前年度と同様に、継続して対応する。

11. 山口県司法書士会政治連盟、リーガルサポート山口支部に対する協力、支援

- (1) 本会、政連、リーガルサポートの三者連絡協議会を開催する。
- (2) 各団体の意見を踏まえ、会として適切な協力、支援の方法を検討し、必要に応じて既存の「業務委託契約書」の見直しを行う。

12. 関連団体との交流

山口法律関連士業ネットワークに引続き参加する。

13. 特定事件報告書の提出期限を守らない会員への対応

- (1) 毎年の報告することが義務であり、怠れば会則違反であることの周知

- (2) クッカーの利用の促進
- (3) 注意勧告、懲戒処分検討

【企画部】

1. 研修制度の充実、強化
 - (1) 既会員研修
 - ・ eラーニングの推進に向けた取り組み
 - ・ 本部研修（登記業務、裁判業務、財産管理業務等に関する実務研修）の実施
 - ・ インターネット回線による同時配信（本部研修及び支部研修）の実施
 - ・ DVD研修（本部研修及び支部研修）の実施
 - ・ 日司連業務研修（インターネット回線による同時配信）の実施
 - ・ グループ研究会への助成、協力
 - ・ 日司連年次研修会への協力
 - ・ 中プロ研修会への参加
 - ・ 研修材料・資料（書籍等）の充実・購入
 - (2) 新入会員研修
 - ・ 集合研修会、配属研修の実施
 - ・ 中国ブロック研修会の受講促進
2. 司法書士ブランド力向上プロジェクトの検討、実施
主に県内の大学を中心とした、司法書士という職業・試験のPR活動の実施
3. 委員会
 - (1) 研修運営委員会
 - ① 企画部が企画した研修会の開催・運営をおこなう
 - ② eラーニングを活用した研修の受講を促す取り組みをおこなう
 - ③ 研修当日の設営・講師対応・配信機器等の準備
 - ④ 研修アンケートの実施（WEBのみ）
 - ⑤ その他研修の運営に関する一切をおこなう
 - (2) デジタル推進委員会
 - ① 必要な会員に対し、eラーニングを活用した受講のサポートをおこなう
 - ② 山口県司法書士会版「DX計画」の立案検討
 - ③ DX計画②に基づいてDX化に着手
(例：FAX会員制度の廃止、メール会員への移行支援等)
 - ④ 司法書士会内の様々な部署とのデジタル連携の推進
 - (3) 司法書士業務研究委員会
 - ① 臨時の業務対応
 - ② 登記業務研究及び当該業務に関する対応
 - ③ 裁判関係業務研究及び当該業務に関する対応
 - (4) 財産管理等研究委員会
 - ① 財産管理人名簿制度における規定の管理と名簿の管理運用
 - ② 長期相続登記等未了土地解消作業受託団対応
 - ③ 財産管理業務の研究・調査
 - ④ 民事信託支援業務の研究・調査
 - ⑤ 所有者不明土地管理制度、管理不全土地・建物管理制度等新法の対応としての財産管理制度の調査研究等

【広報部】

- (1) 司法書士のブランド力向上につながる広報を検討する
- (2) 司法書士制度に関する広報
山口新聞における定期広告の年間契約（現状 月2回以上）

〈対内広報〉

1. 会員向け広報・・・桐友編集委員会
会報である「桐友」を原則として年4回WEBで発行する。

〈対外広報〉

1. 各事業活動に関する広報活動・・・対外広報委員会
 - ・司法書士の日に関する広報（8月3日）
県内の法務局に対し、司法書士の日のポスター掲示を依頼する
報道機関へ、広報依頼文を送付
 - ・相続登記はお済みですか月間に関する広報
チラシを各法務局・市町村の窓口に配布
法務局のテレビ画面での放映依頼
県内各自治体へ、広報誌への掲載依頼文を送付
報道機関へ、掲載依頼分を送付
県庁記者クラブ及び一部市庁の記者クラブへニュースリリース

【相談事業部】

各種相談会やセミナーの開催に伴う相談員・講師の派遣要請に応じて司法書士の相談員・講師を派遣している。当会主催の相談会については、広報部との連携を深め、滞りなく開催できるよう協力体制を構築する。

相談センターについては、円滑なセンター運営が行われるよう、相談事業部として努めていく。

1 対外事業

- (1) 相続登記はお済みですか月間の充実
- (2) 行政等各種団体の主催による相談会・セミナーへの相談員・講師派遣

2 対内事業

- (1) 総合相談センター
岩国会場・周南会場・山口会場・萩会場・下関会場
相続登記相談センター電話相談会設立により、総合相談センターの相談が減少している。来年度から相談需要に対応できる範囲で縮小を検討する。
- (2) 相続登記相談センター電話相談会
相続登記義務化に伴い開始。相談から直接受任して手続きを進められるため、相続登記の相談については積極的に電話相談センターで対応していきたい。

【経理部】

1. 一般会計及び特別会計の適正な収支の確認と管理
2. 各事業支出（各部会・委員会等）および各管理費の適正な執行状況の把握
3. 借入金（会館建設資金）返済の適正な管理
4. 会館の維持に要する費用（修繕積立金）の適正な管理

5. 山口県司法書士会調停センター特別会計の廃止及び残余財産の一般会計への繰入れ